

労災保険の通勤災害適用



77

労働者災害補償保険法での災害補償は、業務災害（以下「労災」という）だけでなく通勤災害（以下「通勤」という）が通勤上の負傷、疾病、障害、死亡等に対して給付が行われます。労災と通勤の保険給付はほぼ同じです。しかし、通勤が適用されるにはいくつかの条件を満たす必要があります。まず一つ目は、自宅と会社（就業の場所）との往復であること。単身赴任者の場合は単身赴任先のアパートと自宅の間の移動も認められます。また、就業に関して合理的な経路及び方法であり、業務の性質を持たないことが必要です。

ここで注意しなければならぬことは、『合理的』という言葉です。普段徒歩で、公共交通機関で、車やバイクでという異なる手段で通勤しますが、通勤は会社に届け出た手段でしか適用されないわけではありません。例えば、普段公共交通機関で通勤する方が車で通勤した時に事故にあり、負傷等した場合にも通勤は適用されます。但し、通常車で通勤する人が通る合理的な経路で通勤すること等の条件があります。二つ目は、通勤に伴う危険が具体化したことです。具体的には、通勤の途中に交通事故にあり負傷した、駅の階段を

踏み外して負傷した、自転車で転倒し負傷した、建設現場の塀が倒れ負傷した場合等です。三つ目は、いつもの通勤の経路をはずれて、通勤と関係ない行動をとったりしないことです。例えば、通勤経路を外れて

った行為が二つのキーワードに合致していれば通勤災害として適用される場合があります。「ささいな行為」と「日常生活上必要な行為」です。「ささいな行為」とは通勤途中にあるトイレを利用したり、通勤途中にある売店でジュースを買って飲んだり、雑誌や新聞を買おうような行為です。この場合は、その行為を行って



映画を観たり（逸脱）、通勤経路途中に居酒屋で一杯飲んだり（中断）するような場合は通勤経路を逸脱・中断をしたとみなされて、それ以後は通勤災害としては認められません。但し、この場合でも行

品の購入、決められた施設や学校で教育・訓練を受ける、選挙の投票に行く、病院で診察を受ける、別居している要介護状態にある2親等内の親族及び配偶者の父母の介護をする場合等（継続的に又は反復していること）で

す。この場合は、通勤経路を外れた時から通勤経路に戻るまでの間は適用されませんが、通勤経路に戻ればそれ以後は適用されます。

その他の事項として、通勤で受けた保険給付の金額は次年度の保険料には影響しません。従業員の方から通勤の請求をお願いされたときは請求してください。

▽ 労災・通勤の保険給付、事業主・一人親方の労災保険特別加入など詳しいことが知りたい場合は、当協会の会員事業場無料相談ダイヤル「企業の労働110番」（☎0521-96117110）にご相談下さい。（当協会未入会企業も初回協会にご来局いただいた場合に限り、無料でご相談が可能です）
（濱野社労士事務所 所長・ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）
イラスト・伊藤香澄